



障発0324第3号  
平成27年3月24日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長



「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針の一部改正について

今般、「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成24年4月1日付け障発0411第4号）の一部を別添のとおり改正し、平成27年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。